



平成21年5月27日

「なるほど！！公共交通の勘どころ 改訂版」を作成しました**～地域公共交通の活性化・再生にご活用ください！～**

地域公共交通の活性化・再生のためには、市町村をはじめとする地域の多様な関係者の方々が主体となって、地域の真のニーズを把握し、当該地域にとって最適な地域公共交通のあり方について検討し、関係者が一丸となって取り組むことが重要です。

こうした考え方のもと、平成19年10月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、また、平成20年度には、同法律に基づく取組を支援するための「地域公共交通活性化・再生総合事業」が創設されたところであり、九州運輸局では、「ノウハウ・情報の提供」が必要と考え、コミュニティバスなどを中心として先駆者の知恵や法制度・補助制度の活用のしかたをわかりやすく整理した「なるほど！！公共交通の勘どころ（平成19年度版）」を作成・提供してきました。

今回、さらに多くの地域でこうした制度を活用し、地域公共交通の活性化・再生を進めていただくために、コミュニティバスや乗合タクシーだけでなく、鉄道・船も含めて公共交通を「ネットワーク」として検討することを念頭に置くなど、内容を充実させた「なるほど！！公共交通の勘どころ 改訂版」を作成しましたのでお知らせいたします。

「なるほど！！公共交通の勘どころ 改訂版」は、九州運輸局ホームページからご覧いただけます。

【URL】<http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/gyoumu/kikaku/file05a.htm>

<お問い合わせ先>

九州運輸局 企画観光部 交通企画課

担当：城、江藤

電話092-472-2315

「なるほど！！公共交通の勘どころ 改訂版」のポイント

本書のねらい

地域公共交通の活性化・再生のためには、地域の多様な関係者（市町村、公共交通事業者、地域住民等）が主体となって、地域にとって最適な地域公共交通のあり方を検討し、取り組むことが重要

市町村が旗振り役となって、地域の様々な関係者と地域公共交通活性化・再生を図るための制度（「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」施行、「地域公共交通活性化・再生総合事業」創設）が充実

こうした制度を活用し、地域公共交通の活性化・再生を図るためには、「ノウハウ・情報提供」が必要

先駆者の知恵や法制度・補助制度の活用のみをわたりやすく整理した知恵袋「なるほど！！公共交通の勘どころ」

改訂版のポイント

コミュニティバスや乗合タクシーに加え、鉄道・船も含めて公共交通を「ネットワーク」として検討することを念頭に置いた形に改訂

身近な地域での先進事例やちょっとした工夫を随所に載せる改善